

# 1 加入の要件

年齢

・ 20歳以上60歳未満

国民年金

・ 第1号被保険者  
ただし、保険料を免除していないこと。

農業経営

・ 年間60日以上農業に従事

第1号被保険者  
(国民年金)  
・ 自営業 等

第2号被保険者  
(厚生年金)  
・ 会社員 等

第3号被保険者  
(被扶養)  
・ 会社員の妻 等

➡ 上記の要件を満たせば、農地を持たない農業従事者も加入できます。  
※ あわせて、国民年金の付加年金（月額400円）への加入が必要です。

## 2 加入の種類

加入は2通りの種類があります。

### ①通常加入

保険料：月2万円～6万7千円  
(千円単位でいつでも変更可能。)

### ②政策支援加入 ※ 政策支援加入＝国庫補助を受けて加入すること。

保険料：月2万円（固定）

満たした要件に応じて  
4,000円～10,000円が補助されます。

39歳までに加入

#### 要件とは

- 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること。
- 農業所得が900万円以下であること。
- 認定農業者、青色申告、家族経営協定など。

## 2 加入の種類

### 農業者年金の年金受給見込額の試算

	保険料 月額	保険料 総額	男性		女性	
			年額	平均余命 までの 受取額	年額	平均余命 までの 受取額
20歳から毎月2万円の保 険料で加入した者の受給 額 (①)	2万円	960 万円	76.5 万円	1,645 万円	64.5 万円	1,742 万円
30歳から①と同水準の 受給額を得るために必要 な保険料と受給額	3万円	1,080 万円	76.2 万円	1,637 万円	64.2 万円	1,734 万円
40歳から①と同水準の 受給額を得るために必要 な保険料と受給額	5万円	1,200 万円	75.2 万円	1,616 万円	63.4 万円	1,712 万円

(注) 65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%（農林水産省告示）となった場合の通常加入の試算です。

平均余命までの受取額は、男性は86.5歳まで、女性は92.0歳までで計算しています。

### 3 年金受給の種類

支給月：2月・5月・8月・11月

#### ①通常加入

自分で支払った  
保険料



農業者老齢年金

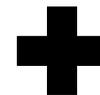
#### ②政策支援加入

自分で支払った  
保険料



農業者老齢年金

経営継承を  
すれば...



国庫補助分



特例付加年金

#### 【注意】

経営継承した農地は、転用したり、荒廃農地化して指導されたりすると、特例付加年金は停止してしまいます。

## 4 運用利率

運用利回り (%) の推移

H20	H21	H22	H23	H24
△9.25	9.14	△0.06	2.36	9.62
H25	H26	H27	H28	H29
7.75	8.78	△0.69	3.26	4.75

直近10年間の平均は約3.57%

○運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

〈参考〉銀行の長期定期預金の場合

運用利率 0.01~0.03%

さらに、得られる利子に20%課税されます。

## 5 農業者年金の特徴

①積立方式

②終身年金で  
80歳まで保証

③税制上の  
優遇措置

④保険料の額を  
自由に決定

⑤保険料の国庫補助

## 特徴その1 積立方式

- 旧制度は賦課方式
- 新制度は積立方式 その違いとは？

自分の年金を  
自分で積立てる  
仕組みになった。

	積立方式（新）	賦課方式（旧）
保険料の性質	<ul style="list-style-type: none"><li>• 人口構成の変動の影響は受けにくい。 （少子高齢時代に強い）</li><li>• 保険料＋運用益を基礎として年金額が決まる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 人口構成の変動の影響を受けやすい。 （加入者数が受給者数に比べて減少してくると年金財政が悪化する⇒少子高齢時代に弱い）</li></ul>
保険料の用途	<ul style="list-style-type: none"><li>• 将来の自らの年金給付費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• その時々の高齢世代の年金給付費</li></ul>

## 特徴その2 終身年金で80歳まで保証

原則65歳から生涯受け取れます。

もし、80歳前に亡くなっても、80歳までに受け取れるはずであった額が死亡一時金として遺族に支払われます。

### 特徴その3 税制上の優遇措置



- ・ 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。
- ・ 最低でも15%（36,000円）の節税に繋がります。

農業者年金の保険料額は一番低くて20,000円。  
所得税の税率は一番低くて5%、住民税は一律10%の計15%。  
 $(20,000\text{円} \times 12\text{ヶ月分}) \times 15\% = 36,000\text{円}$ となります。

### 特徴その4 保険料の額は自由に決定

保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選べ、いつでも見直すことができます。

➡ 農業経営の状況に合わせていることが可能。

## 特徴その5 国庫補助

### ① 補助の金額

区分	補助の要件	補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	①認定農業者②青色申告	10,000円	6,000円
2	①認定就農者②青色申告	10,000円	6,000円
3	区分1か2の者と家族経営協定を締結している家族	10,000円	6,000円
4	区分1で①か②の一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳未満の農業後継者で、35歳までに区分1となることを約束した者	6,000円	—

(注) 保険料の補助が受けられる期間は、

①35歳未満であれば保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間

②35歳以上であれば10年以内

とされ、通算して**最長20年間**となっています。

(例) 30歳に加入した場合の補助期間

35歳までの5年間 + 35歳以上での10年間 = 15年間

## 特徴その5 国庫補助

### ② 政策支援加入者が、補助部分を受給するとき

- 1 新制度で20年以上、保険料を納付していること
- 2 原則65歳に達した人
- 3 経営継承等の要件を満たした人

○経営継承とは、農地や農業用施設の権利移転等を行い、農業経営から引退することを言います。

**！注意！**

継承した土地を転用をしたり、荒廃農地化して農業委員会の指導を受けたりすると、支給停止となってしまいます。

国庫補助を受けていた人が、上記3つの要件を満たして受給する年金 = 特例付加年金

## 6 よくある質問

No	質問	回答
1	農業者年金は積み立てても受給できないときいた。 (おそらく旧制度のこと)	新制度となり、自分で積み立てた分は自分で受給するという仕組みに変わりました。また、80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支払われます。
2	政策支援加入で入ると、受給する際にいろいろと面倒だときいた。	国庫補助を受けた分(特例付加年金)を受給するためには、経営継承の手続きが必要です。また、継承を受けた農地を転用等行くと、年金受給停止となってしまいます。
3	国民年金基金との重複加入はできるの?	農業者年金と国民年金基金との重複加入はできませんので、注意してください。
4	加入する際に必要なものは?	通常加入の場合は、JAの口座(本人名義でなくても可)、国民年金の基礎年金番号がわかるものがが必要です。